

## 独占禁止懇話会第180回会合議事概要

平成 20 年 6 月 27 日  
公正取引委員会

- 1 日時 平成 20 年 6 月 19 日（木）14：30～16：30
- 2 場所 公正取引委員会大会議室
- 3 議題

平成 19 年度における独禁法等の執行状況

- (1) 独占禁止法違反事件の処理状況等
- (2) 景品表示法違反事件の処理状況等
- (3) 下請法違反事件の処理状況等
- (4) 主要な企業結合事例

#### 4 議事概要

各議題について、事務局から説明を行い、会員から大要以下のような意見・質問が出された。

#### (1) 独占禁止法違反事件の処理状況等

マリンホース事件の国際カルテルに関して伺いたい。本件においては、大部分の違反行為が海外で行われ、その結果が日本にも及んでいるが、これは、効果主義と近い考え方を採用したとも考えられるのではないか。

これまでの公正取引委員会の管轄権に関する考え方は基本的に属地主義を採用していると認識しているが、本件で採用した考え方と差があるのか否か。また、今回新たに公正取引委員会として管轄権に関する公式な見解を示したといえるのか。

平成 19 年度中の不当廉売に係る措置件数として、排除措置命令が 2 件、警告 1 件であるのに対し、注意が 1679 件となっている。注意は、法律の根拠に基づかない措置であるが、これほど多数の注意が行われている背景として、公正取引委員会が注意を濫用していることを意味しているのか、それとも、以前と変わらない姿勢で注意を行っているが、結果的に件数が増えているということなのか。

企業側としては、不当廉売に当たるおそれがあるというだけで公正取引委員会から注意を受けるということは、運用があいまいと感じるのではないか。

|   |
|---|
| 問い合わせ先 公正取引委員会事務局経済取引局総務課<br>電話 03 - 3581 - 5476 (直通)<br>ホームページ <a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a> |
|---|

2年前の独占禁止法改正によってリニエンシーが導入され、独占禁止法違反の取締りが強化されたことは、評価できることだと思う。

他方、先日、国土交通省の北海道局長が官製談合事件で逮捕される等、官製談合はなくならないものなのかと考えさせられる事件が相次いでいる。官製談合は、天下りとも関係しているものであり、官製談合は通常の談合よりも悪性が高く許されるものではないと思われることから、公正取引委員会においては、今後も厳しく取り締まっていたきたい。

マリンホースに係る国際カルテル事件について、公正取引委員会は米国司法省や欧州委員会と協力して事件審査を行ったとあるが、自分の知る限りにおいては、「協力」といっても限界があり、例えば、日米独占禁止協力協定においても、あくまでそれぞれの国の国内法の範囲内での協力しかできず、権限をもって入手した秘密は相手国に渡せないのが実情である。果たして、当該事件審査における協力とはいかなる意味なのか。また、協力による実際の効果はどれほどあったのか。

我が国が各国と締結している協定は、第一世代協定と言われており、それぞれの国が審査の過程において得た秘密情報は交換できないこととなっている。他方、諸外国においては、第二世代協定、すなわち、権限をもって入手した秘密情報を交換できる旨取り決めている競争当局もあるとも伺っている。

昨今、国際カルテル事件が増加しているが、公正取引委員会においても協定の内容について何か検討しているのか。

また、米国と欧州との間の協定も、第一世代協定であるようだが、彼らは国際カルテルの摘発において濃密な協力体制を採っていると説明している。この協力体制とはいかなるものなのか。

マリンホース事件においては、一定の取引分野を日本国内に限定し、日本国内の売上高を基準に課徴金の額を算定しているようだが、本件のような国際カルテル事案については、実態をみつつ市場を広く取って、課徴金を課すことも可能ではなかったのか。

公共調達におけるダンピング受注について、学者の立場からみても、どのような場合に違反が成立するのかの判断は難しいと感じるものである。例えば、公共調達においては、不当廉売の「継続して」の要件をどのように認定するのか。やはり、発注者が低入札価格調査制度や最低制限価格制度等を活用しながら対処する性質のものであり、独占禁止法では対応が難しいのではないか。

低入札価格調査制度では、一定の水準を下回る価格で落札した場合、発注者がそのような低価格での工事が可能かどうかチェックをした上で、受注者を決定することが可能だが、公正取引委員会から不当廉売として警告を受けた事案について、発注者は適切なチェックを行っていなかったのか。

公共調達におけるダンピングについては、不当廉売の継続性の要件の認定が難しいという発言があったが、一般指定6項後段の適用が考えられるのではないかと。

公共調達におけるダンピング受注に対しては、平成19年度においては5件の警告を行っている。注意と異なり警告は、違反のおそれが高いが立証が困難である場合等に行われるものであると考えている。したがって、公正取引委員会が警告を行ったということは、独占禁止法の適用の可能性も十分にあったということの意味しているのではないかと。

不当廉売に係る法の適用について、注意という行政指導という形で行っているが、デュー・プロセスの観点からして、諸外国における競争当局の法適用と整合性が取れているのか。

また、国際通商上のダンピングについてはWTOの規定が存在するが、そのような国際通商上のダンピングと国内的規制たる独占禁止法による不当廉売規制とは、別の分野の問題とお考えなのか、それとも何か関連があると考えているのか。

不当廉売というのはほとんど起きないと考えている。激しい価格競争の結果コスト割れしているだけであって、競争業者を排除して独占的利益を得ることなど、ほとんどあり得ないと考えている。政府筋の中では、激しい価格競争は良くないという主張が強いと伺っている。公正取引委員会も政府の一部であり、そのような意向も汲んでいるのであろうが、不当廉売について取締りを強化していくということの無いようお願いしたい。

注意については、グレーゾーンだから注意するという性質のものではなく、したがって、注意後の状況についてフォローアップを行うような性質のものではないと考えている。

## **(2) 景品表示法違反事件の処理状況等、(3) 下請法違反事件の処理状況等**

下請代金の支払遅延について、親事業者の意図的なものなのか、それとも親事業者の経営が困難であるが故の行為なのか。

放送番組制作に係る下請代金の支払遅延については、業界の慣行にも問題があるとの説明であったが、テレビ局には、放映してから下請代金を支払うという慣行があり、これは明らかに下請法違反である。先ほどの御説明の中の慣行とは、このこ

とを言っていたのか。

下請法の説明の中で、道路貨物運送、放送番組・映像制作及び金型の製造の分野で特別調査を実施したとあったが、これら3分野それぞれにおいては、業所管官庁たる国土交通省、総務省、経済産業省がガイドラインを作成している。本来、公正取引委員会がガイドラインを作成すべきではないのかという感じもするがいかか。

テレビ局がプロダクションに対し、非常に安い下請代金で番組を作らされている実情があると伺っているが、一律に価格を下げるといったその行為だけで買ったときと認定するのか、それともコストまでみて認定するのか。

景品表示法や下請法の法的措置件数が少ないように思える。昨年、埼玉県の大学生に景品表示法違反事例の調査を実施してもらったが、明らかに景品表示法に違反する事例が110件、かなり疑わしい事例が80件もみつかった。大学生や中高生に対して、もっと景品表示法について教育すべきではないかと考える。

公正取引委員会のホームページでは、中学生向けの独占禁止法の解説が掲載されているが、景品表示法の解説が短すぎるのではないか。違反を見つけていくことは難しいと思われるので、やはり国民一人一人が早い段階から知識を身に付けていくことが重要だと考える。

また、景品表示法については、国民にあまり知られていないように思われる。一般の方が、自分に関係のある法律だと理解できるように、広報に努めるべきである。

物流調査タスクフォースの設置については、物流事業分野における本格的な取組として評価できる。ただ、それでも業界の体質の改善が非常に遅れており、下請法違反について親事業者がよく理解していない。公正取引委員会が取り上げている下請法違反行為は、本当に氷山の一角に過ぎないと思われるし、取締りもインパクトが薄いのかもしれない。

放送番組制作者は、放送事業者の前ではなかなか本音を言えないが、内々に話を聞くと、ひどい実態について本音が聞けることがある。公正取引委員会においても、積極的に現場の意見を聞きに行くという意識を持っていただきたい。

#### **(4) 主要な企業結合事例**

磁気ヘッドの事例において、「いずれの地域向けのものであっても同一の価格で販売している」との説明があったが、ビジネス的には理解しがたい。本当にこのようなことがあり得るのか。また、「いずれの地域向けのものであっても同一の価格」

という要件について、国際市場を認定する場合の要件としての重要度はどの程度か。

測量機器の事例について、当事会社のシェアが約 60%であっても、競争が実質的に制限されることとならないと判断しているが、これは、自社の子会社と同じ仕切価格で第三者に商品を供給するという問題解消措置により、当該第三者が独立した競争単位として機能することを評価したものと考えられる。しかし、当該第三者に供給する量により、当該第三者からの競争圧力の程度も大きく左右されるのであるから、どの程度の量を供給するのかについても明らかにすべきではないか。

また、第三者への商品供給という問題解消措置は、3年間に限定されているが、これは3年後には技術等が向上して、他の機種からの競争圧力が高まるという判断に基づくものなのか。将来の競争状況の変化を予測して、問題解消措置を工夫することは合理的と考える。

磁気ヘッドの事例について、需要者であるHDDメーカーからの競争圧力があると認定しているが、これは、磁気ヘッドの値段が上がったらHDDメーカーが内製するという事実に基づくものなのか。

今回の各々の事例は、よく分析して妥当な結論を得ているものと思うが、判断のフレームワークを示している企業結合ガイドラインとの関係でいえば、セーフハーバーを超えている事案ばかりである。セーフハーバーを超える事案について、判断の整合性を確保するために、公正取引委員会の内部で基準のようなものを作っているのか。

世界に影響を与える日本企業が増えることは日本経済にとっては喜ばしいことであり、そのために企業結合を進めることはよい方向性だと思われる。しかしながら、国内の中小企業にとっては、結合後の企業のブランド力や信用力が大きなものとなると、何らかのマイナスの影響力を受けるであろう。すなわち、国内の公平な競争という観点からは、簡単には企業結合を認めるべきではないとも思われる。この両方の側面について、公正取引委員会はどうのようにバランスを取っているのか。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)